

## 第5章 「ことばの教室」の経営

## Q 1 ことばの教室の教育課程の編成について、教えてください

### ☆ポイント

- ・通級による指導では、自立活動の指導を行うことを原則とし、特に必要があるときは障害の状態に応じた各教科の補充指導を行うことになる。
- ・通級による指導の授業時間数については、言語障害の場合、年間 35 単位時間から 280 単位時間以内の範囲で行うことを標準としている。

### ☆解説

#### 1. 通級による指導の教育課程上の取り扱い

通級による指導を受けている子どもは、障害に応じた特別の指導（自立活動と各教科の補充指導）を小・中学校の通常の教育課程に加えるか、または、その一部を替えて行うこととなります。したがって、教育課程上の一部を特別の教育課程として編成します（学校教育法施行規則第 140 条）。そして、指導要録には、通級による指導の授業時間数、指導期間、指導の内容や指導の結果等を記入することが求められます。

また、他校通級の子どもの授業は、子どもの在籍している学校における特別の教育課程に係る授業とみなすことができるようになっていきます（学校教育法施行規則第 141 条）。

#### 2. 通級による指導の授業時間数について

通級による指導では、いわゆる自立活動の授業と障害の状況に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を行う授業を合わせた授業時数について、年間 35 単位時間からおおむね年間 280 単位時間以内の範囲で行うことが標準となっています。しかし、学習障害や注意欠陥多動性障害の児童生徒については、年間授業時数の上限は 280 単位時間とするものの、月 1 単位時間程度でも指導上の効果が期待できる場合があることから、年間 10 単位時間（月 1 単位時間程度）が下限とされています。

☆参照 ⇒手引き P12

**Q2 通級による指導を受けている児童生徒の指導要録の記載について、  
教えてください**

**☆ポイント**

- ・「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に記載する。
- ・指導の記録が参考となる。

**☆解説**

通級による指導を受けている児童生徒の指導要録の記載については「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成22年5月）に示されています。

この通知によれば、指導に関する記録の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」において、「通級による指導を受けている児童については、通級による指導を受ける学校名、通級による指導の授業時間数、指導期間、指導の内容や結果等を記入する」とされています。指導要録の様式は、設置者である教育委員会等において定めることとされています。

在籍校の学級担任が通級による指導を受けている児童生徒の指導要録を記載する際には、指導の記録が参考とされますので、「通級による指導の記録」においても、該当児童生徒の氏名、在籍している学校名、通級している学校名、通級による指導の授業時間数、指導機関、指導の内容や指導の結果等を記入しておくことが大切になります。

**☆参照** ⇒手引 P102~103、

Q3 ことばの教室の業務・運営にあたって必要な所掌（分掌）について、  
教えてください

☆ポイント

- ・ことばの教室の業務は、設置する学校や地域での役割によって、一律ではない。
- ・ことばの教室は、一人担当である場合も少なくないが、担当者の活動だけで教室が機能しているとは限らない。

☆解説

ことばの教室の業務は、多岐にわたっています。実際の業務は、個々の教室によって様々です。設置する学校や地域での役割も異なります。

一般的に行われている業務・運営の項目を整理して、示します。

①事務管理内容に関すること

- ・入退級事務管理及び教室児童生徒名簿管理に関すること
- ・教育課程、指導計画等事務管理に関すること
- ・備品購入保管事務管理に関すること
- ・経理・予算事務管理に関すること

②教育内容に関すること

- ・教育課程、個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成に関すること
- ・教室行事企画に関すること

③保護者との連携に関すること

- ・保護者会・保護者面談の企画運営に関すること
- ・親の会との連携に関すること

④設置校の校内組織との連絡調整に関すること

- ・管理職との連絡調整に関すること
- ・教育相談分掌との連絡調整に関すること
- ・特別支援教育分掌との連絡調整に関すること

⑤在籍校（在籍学級）及び地域の各学校との連絡調整と連携に関すること

- ・在籍校訪問、在籍学級担任会の企画運営に関すること
- ・地域の各学校への情報提供及び理解啓発に関すること

⑥教育相談、入級相談・就学相談に関すること

- ・教育相談の企画・運営に関すること
- ・入級相談・就学相談の実施に関すること

⑦外部機関等との連絡調整と連携に関すること

- ・教育委員会との連絡調整に関すること
- ・医療機関等関連機関との連携に関すること
- ・難聴・言語障害教育関連団体との連携に関すること

⑧研修・研究に関すること

- ・教室研究、教室研修の企画に関すること
- ・外部研修の情報収集及び参加計画に関すること

ことばの教室は、設置されている学校の児童生徒の指導（自校通級）を行うだけでなく、地域の小学校・中学校の児童生徒の指導（他校通級）も担っています。また、指導の対象となる児童生徒だけでなく、その保護者や学級担任への働きかけも必要です。更には、対象となる児童生徒だけでなく、設置されている学校や地域の学校など他の教育機関などへの情報提供や相談・支援などもその役割の一つとして考えられます。第4章で述べられている連携の内容も参考にしながら、教室が担う教育の目的にしたがって、教室の役割を効果的に機能させるための運営を行い、必要な所掌を組織することが大切になります。

☆参照 ⇒ガイド第6章 P123～、

Q4 親の会の活動では、どのような活動をしているか教えてください。  
また教員は、どの程度関与しているか、教えてください

☆ポイント

- ・親の会は、保護者と教師が連携・協働していけるような活動を行っている。
- ・親の会は、同じ悩みを持つ保護者同士が話し合う交流の場となる。

☆解説

1. 親の会の活動

親の会の活動では、レクリエーションを行っていることが多いようです。ハイキングやみかん狩りなど校外へ出かける行事や、料理教室や体操教室など学校の施設を利用した行事があります。その他にキャンプやお楽しみ会などを行っている所もあります。

また、学習会や講演会を実施することもあります。外部から講師を呼ぶ講演会や、内輪で集まる学習会・座談会などがよく行われますが、親の会OBあるいは卒業生本人の体験談など、親の会ならではの企画もあります。実際に体験した保護者の話は、今困っている、心配している保護者の心にとりわけ強く響くと思います。(表を参照)

表 親の会の行事や活動の例

1 学期	2 学期	3 学期
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 親の会総会</li> <li>・ レクリエーション 料理教室、陶芸教室 体操教室、工作教室</li> <li>・ 学習会（問題別）</li> <li>・ 役員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学習会（年代別）</li> <li>・ レクリエーション 果物狩り、ハイキング キャンプ、バス旅行</li> <li>・ 地域のバザー参加</li> <li>・ クリスマス会</li> <li>・ 役員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新年会(食事会)</li> <li>・ 講演会</li> <li>・ 食事会</li> <li>・ 卒業生を送る会</li> <li>・ 役員会</li> </ul>

※ 例示した活動例は、それぞれの親の会の実情によって工夫し、取捨選択します。

2. 地域の団体として

親の会が、地域の社会福祉協議会等との関係を持っている場合があります。障害児・者の当事者団体として所属しているところもあるでしょう。他の障害者団体とふれあうことで、自分の子どもだけに向けられていた視点が広がることもあります。

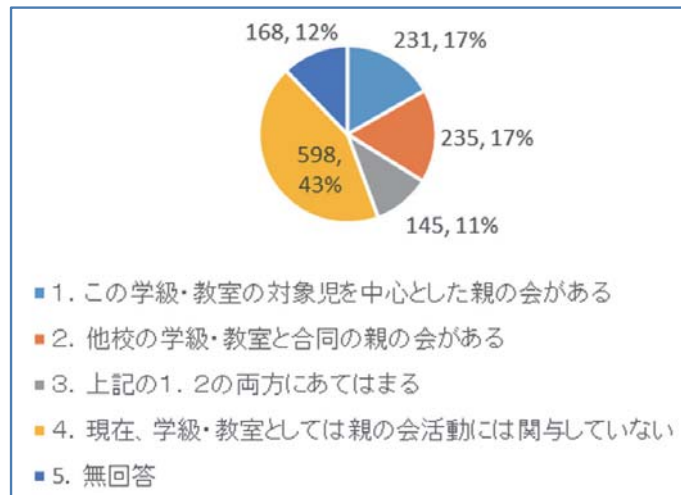
多くの県には「〇〇県ことばを育む親の会」等の会があり、県内の教室親の会が参加していると思います。以前は、全ての県に何らかの組織があったのですが、県組織

が解消されたところや、あっても各教室親の会とは繋がっていないところもあります。それぞれの県の現状とこれまでの経緯に、目を向けてみてください。

全国的には「全国ことばを育む会」があります。ことばの教室の親の会にかかわる会です。機関誌「ことば」を刊行しています。

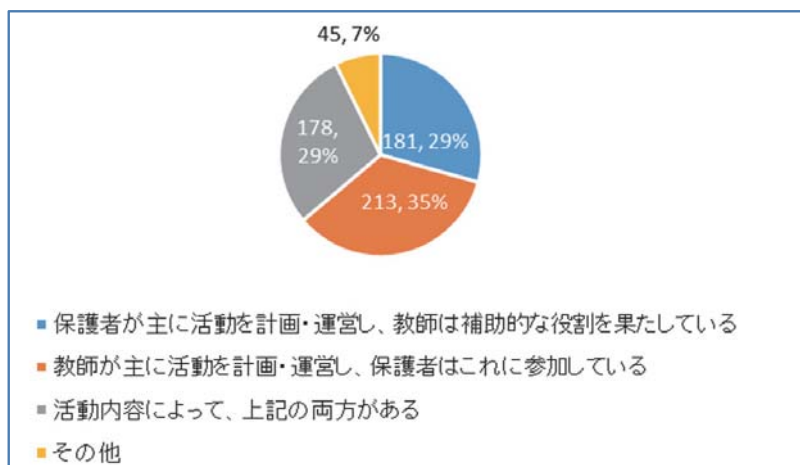
### 3. ことばの教室における親の会の組織について

親の会の組織について、平成23年度の全国調査の結果では、親の会が組織されている学級・教室は全体の約44%（選択肢1. 2. 3. の合計）であり、半数近い学級・教室が親の会を組織していました。



### 4. 親の会の運営について

親の会の運営については、保護者が中心になって活動している会、教師が中心になっている会、両者が共同している会が約3割ずつあります。また、その他では、「教師は関わっていない」「保護者が独自で行っている」「親の会のスーパーバイザーが中心になっている」「親の会はあるがほとんど活動していない」等の記述がありました。



☆参照 ⇒ガイド第6章 P156～、全国調査 C 学級・教室の経営等 P32、

**Q5 担当者の専門性を維持・確保するために研修を受けたいのですが、  
どのような研修があるか、教えてください**

**☆ポイント**

・ことばの教室担当者は、言語障害教育の専門家としての知識や技能を培っていくことが大切である。

**☆解説**

**1. 全国組織の取り組み**

「きこえとことばの教室」担当者の全国組織、全難言協では、年1回、難聴・言語障害教育の経験が3年未満の経験の浅い担当者を対象に研修会を企画、実施しています。研修会のねらいと研修内容は、主に次の2点です。

- ・難聴・言語障害教育に携わる教員として、日々の指導に必要な基礎的・基本的な知識、技術の習得
- ・疑問点を相談できるネットワークと、助け合い、励まし合える仲間作り

**2. 地域の取り組み**

各地域では、教育委員会や「きこえとことばの教室」担当者らで組織する研究会が主催・企画する研修が行われています。

研修会の内容としては、ことばの各障害別の指導法や検査の活用について、教室経営などについてです。事例に即し、より具体的な指導に関する研修・研究を行うこともあります。

**3. 教室の取り組み**

各教室でも独自に研修を計画、実施します。各教室の研修は、その教室に通う子どもの指導について、直接話し合うことができるため、最も具体的で、日々の指導の疑問点等についても話題にできる身近な研修です。

また、大学や教育研究所の特別支援教育専門家、病院のST、小児精神科医やカウンセラーなどの専門家に子どもや保護者と実際に会って話したり行動観察をしてもらい、子どもの主たる課題や指導方針等について協議したり助言を得たりします。

**☆参照** ⇒ガイド第6章P144~、全国調査D-2研修についてP39、連携第4章VP100~



## Q6 ことばの教室が行っている活動の全国的な状況を教えてください

### ☆ポイント

- ・ことばの教室では、子どもの指導を充実させるために子どもの指導以外に様々な活動を行っている。
- ・ことばの教室の活動は、ことばの教室が設置されている地域の状況によって様々である。

### ☆解説

平成26年度に本研究所が実施した「ことばの教室活動状況調査」の結果によれば、多くのことばの教室が実施している活動として、以下のものがありました。

- ・通常の学級（在籍・交流）訪問（特に自校通級の子どもの場合）
- ・通常の学級（在籍・交流）の担任との個別面談
- ・設置校内や市区町村の支援委員会関係への関与
- ・通級児童生徒（あるいは在籍児童生徒）以外の子どもの指導・支援及び指導・支援に関する相談
- ・行政や管理職への教室の充実に向けた働きかけ
- ・都道府県単位の研究会・研修会（県言語障害教育研究会等）への参加
- ・教室要覧・教室案内・パンフレットの作成・配布
- ・保護者との個別面談

上記のように、ことばの教室では、子どもの指導のほかに、連携に関する活動、研究・研修・専門性向上に関する活動、教室や言語障害の広報・啓発に関する活動、保護者に関する活動などを行っています。これらの活動は、ことばの教室での指導を充実させるためであり、関係諸機関との連携協力や協働を進めるためでもあります。

☆参照 ⇒ガイド第6章 P123～、連携第4章 P69～